

愛媛県後期高齢者医療広域連合広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が所有する公有財産、物品、印刷物等（以下「所有財産」という。）を民間企業等の広告掲載、又は掲出する媒体（以下「広告媒体」という。）として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体活用の目的)

第2条 所有財産への広告掲載又は掲出は、広域連合の新たな財源を確保し、住民サービスの向上を図るとともに、民間企業等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「広告掲載」とは、次に掲げる広域連合の所有財産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 広域連合が発行する印刷物
- (2) 広域連合のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる所有財産で広域連合長が認めたもの

2 この要綱において、「広告掲載」とは、民間企業等の広告を広告媒体に掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) あたかも広域連合が推奨しているかのような誤解を住民に与えるもの
- (7) 個人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと認められるもの

2 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者は、広告掲載をする者（以下「広告主」という。）としない。

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載をすることができない業種、広告の内容その他の具体的な基準は、別に定める。

(広告料金)

第5条 広域連合は広告掲載の対価として、広告主から広告料金を徴収する。

2 広告料金の額は、広告媒体ごとに入札等の方法により個別に定める。

(広告の規格及び掲載位置)

第6条 広告の規格は及び掲載位置は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法等)

第7条 広告の募集、選定等の方法は、広告媒体ごとの性質に応じて別に定める。

(広告の責任等)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(審査会)

第9条 広告掲載の適否について審査するため、必要に応じて広告審査委員会(以下「審査会」とう。)を置くことができる。

2 審査会は、広域連合事務局の係長以上の職員で構成する。

3 委員長は、広域連合事務局長の職にある者をもって充て、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する職員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会の会議は、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。